

用語の解説

昼間人口 と夜間人口

昼間人口とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、下記により算出された人口である。

$$\cdot \text{昼間人口} = \text{宇都宮市の常住人口} + (\text{宇都宮市への流入人口} - \text{宇都宮市からの流出人口})$$

しかしながら、従業地・通学地集計では市単位での情報にとどまり、町丁単位での流入流出を算出できない。

したがって町丁別昼間人口はこれに替え、国勢調査結果とともに、平成18年学校基本調査及び平成18年事業所・企業統計調査の集計結果を基に推計したものである。

また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合であり、100 を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示している。

$$\text{町丁別の昼夜間人口比率} = \text{町丁別昼間人口} / \text{町丁別夜間人口} \times 100$$

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人。なお、収入になる仕事をもっているが、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合。また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

通学

ここでの通学は、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

産業

産業は、就業者について、調査期間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類。

(調査週間中)「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類)によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成 14 年 3 月改訂)を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので 19 項目の大分類、80 項目の中分類、228 項目の小分類から成っている。

なお、産業大分類は次のとおりである。

第 1 次産業	{	A 農業	第 2 次産業	{	D 鉱業
		B 林業			E 建設業
		C 漁業			F 製造業

第 3 次産業	{	G 電気・ガス・熱供給・水道業
		H 情報通信業
		I 運輸業
		J 卸売・小売業
		K 金融・保険業
		L 不動産業
		M 飲食店・宿泊業
		O 教育・学習支援業
		P 複合サービス業
		Q サービス業(他に分類されないもの)
		R 公務(他に分類されないもの)
S 分類不能の産業		